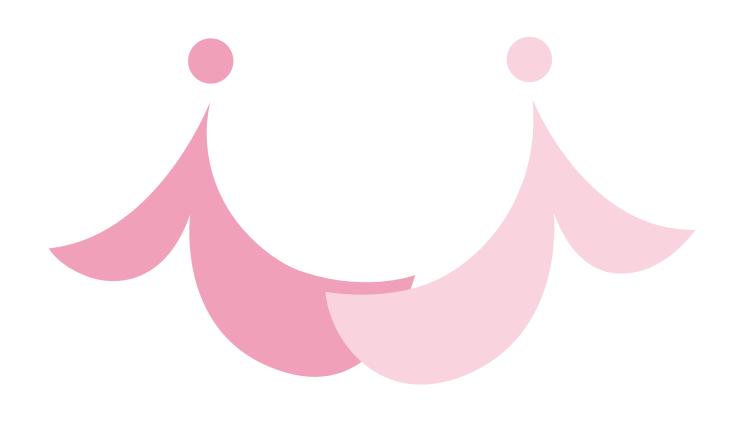
第3次日野市男女平等行動計画

~多様な個性が尊重され、誰もが等しく参画できる豊かな社会をめざして~

概要版



平成28年3月

日野市

計画の目的

第3次日野市男女平等行動計画は、「日野市男女平等基本条例(平成14年4月1日施行)」に基づいた計画で、家庭・職場・地域・学校など、あらゆる場面(分野)で男女平等参画を推進するための具体的な計画です。この計画により、男女平等参画を取り巻く社会情勢に的確に対応すべく、施策を総合的かつ計画的に推進します。

計画の位置づけ

本計画は、「男女共同参画社会基本法」第14条第3項に基づく「市町村男女共同参画計画」で、日野市における男女共同参画施策の基本的な計画となるものです。平成23年に策定された「第2次日野市男女平等行動計画」を発展的に継承しています。また、国の「第4次男女共同参画基本計画」・都の「男女平等参画のための東京都行動計画」を十分に踏まえ、日野市の「第5次日野市基本構想・基本計画(2020プラン)」、「日野市まち・ひと・しごと創生総合戦略」等、関連計画との調整を図り策定しています。

計画の期間

本計画は、平成28年度から平成32年度までの5年間を計画期間とします。

計画の基本理念

本計画では、男女平等社会を「性別にかかわりなく、その個性と能力を十分に発揮することができ、また、ともに対等に参画し、その成果も責任も分かち合う社会」と捉えて、次の基本理念を掲げます。

多様な個性が尊重され、 誰もが等しく参画できる豊かな社会をめざして

計画の基本方針・目標

本計画は、日野市が施策を進めるための計画であるとともに、市が市民・事業者と協働して取り組むことを前提とした計画です。策定後の取り組みについては、市民参画で評価を行い、「できることを着実に」実施し、真の実効性の確保に努めるとともに、市民にとって生活に身近な男女平等参画の推進をめざします。

そのために、次の3つの目標を設定し、実現のための方向性を明確にし、解決に向けた施策を提示します。

目標 I	人権が尊重される社会づくり	
目標Ⅱ	女性と男性があらゆる分野でともに参画できる環境づくり	
目標Ⅲ	男女平等参画の推進体制づくり	

第3次計画策定のポイント

●第2次の計画を基盤とした第3次計画

これまでの第2次行動計画によって、日野市では男女平等参画の分野で一定の成果を上げてきました。本計画は、第2次行動計画を発展的に継承した計画です。

●「目標」「施策の方向性」「施策」「重点施策」の設置

本計画は、3 つの目標を設定し、日野市の男女平等に関わる「現状と課題」について明らかにして「施策の方向性」を示したうえで、「施策」、具体的な「事業」を体系立てています。また、重点的に進めていく「施策」として、8 つの「重点施策」を設定しました。

配偶者暴力対策基本計画を包含

「配偶者暴力防止法」に基づく「市町村基本計画」として、「日野市配偶者暴力対策基本計画」を本計画に包含します。

●日野市民に向けたアンケート調査結果を基礎資料として活用

平成 26 年 11 月に、実践女子大学との連携により、日野市民の男女 1,500 人を対象とした「日野市男女平等についての市民意識アンケート調査」を実施しました。調査結果については、本計画策定のための基礎資料の一部として活用しています。

計画の体系

理念	目標	施策の方向性	
多様な個	目標 I 人権が 尊重される 社会づくり	1.性別に基づく役割分担意識による 社会慣行をなくす	
		2.生涯を通じた心と身体の健康づくりを 支援する	
		3.配偶者等からの暴力の防止と 被害者への支援	
性が		日野市配偶者暴力対策基本計画	
個性が尊重され		4.男女平等を阻む暴力や人権侵害を 根絶するとともに被害者を支援する	
		5.生活上の困難をかかえる市民への支援	
誰	目標 II 女性と男性が あらゆる分野で ともに参画 できる環境 づくり	1.ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)が実現した生活への環境を整備する	
もが		2.子育てへの支援を充実する	
等しく参画で		3.介護への支援を充実する	
		4.女性の活躍推進と女性が働き続けられる環境を整備する	
[でき		5.誰もが能力を発揮して働くことができるように、環境を整備する	
きる豊		6.男女平等参画の視点に立った防災体制の確立	
かな		7.市民との連携による男女平等参画の推進	
社会	目標Ⅲ 男女平等参画 の推進体制 づくり	8.地域における男女平等参画の場と 機会提供を拡大する	
をめ		1.行政の政策決定過程における女性の参画促進	
社会をめざして		2.率先行動としての庁内の男女平等参画の	
		充実	
		3.行政における男女平等参画の 推進体制づくり	

施策

- 1. 家庭・学校・地域・職場等、あらゆる場面における男女平等意識・人権尊重意識を育てる★
- 2. メディア・リテラシー(情報を適切に読み解き・活用する力)の普及と教育
- 1. 性の尊重、性差医療に関する普及啓発
- 2. 性差に応じた健康支援の実施
- 1. 配偶者等からの暴力(DV)の防止・対応の強化★ 2. 配偶者等からの暴力(DV)被害者の安全確保と自立への支援
- 3. 市の体制整備と連携強化
- 1. その他の暴力・ハラスメントに対する防止・対応の充実
- 1. 生活上の困難をかかえる男女への支援と防止に向けた啓発
- 2. ひとり親家庭への支援
- 1. ワーク・ライフ・バランスの啓発と推進★
- 2. ワーク・ライフ・バランスの推進に向けた企業への働きかけ
- 1. 多様なニーズに対応する保育体制の充実★
- 2. 子育てを地域で支える仕組みの充実
- 3. 男性の育児への参加促進
- 1. 男女がともに介護を担う意識づくり
- 2. 介護者への支援★
- 1. 女性へのライフステージを通した就業支援★
- 1. 雇用における男女平等参画の推進
- 2. 事業所等における意思決定過程への女性参画促進
- 1. 防災対策における女性の参画推進★
- 1. 市民・事業者等との連携
- 1. 意思決定段階への男女双方の参画推進
- 2. 男性高齢者の社会参加の促進★
- 3. 女性の参画推進による農業活性化
- 1. 委員会などにおける男女比率の適正化の推進
- 1. 男女平等に関する職員研修の充実
- 2. 男女が対等に働く職場づくり
- 3. ハラスメント相談及び防止体制の充実
- 4. 職員のワーク・ライフ・バランスの推進
- 1. 男女平等推進センターの役割の整理と事業充実
- 2. 苦情処理制度の整備

第3次計画で重点的に取り組む8つの施策

- 1 家庭・学校・地域・職場等、あらゆる場面における男女平等意識・人権尊重意識を育てる
- 2 配偶者等からの暴力(DV)の防止・対応の強化
- 3 ワーク・ライフ・バランスの啓発と推進
- 4 多様なニーズに対応する保育体制の充実
- 5 介護者への支援
- 6 女性へのライフステージを通した就業支援
- 7 防災対策における女性の参画推進
- 8 男性高齢者の社会参加の促進

目標I

人権が尊重される社会づくり

めざす姿

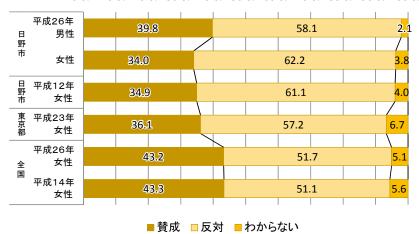
すべての人の人権が尊重され、認められている社会

男女平等社会においては、男女ともに性別にかかわりなく自らの意思と責任により、生き方を選択し、その選択が尊重されることが重要です。男女平等とは、すべての人の人権を尊重することであるという理念に立ち、一人ひとりが認められる社会をめざします。

【現状と課題】

■図:「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」という考え方について

0.0% 10.0% 20.0% 30.0% 40.0% 50.0% 60.0% 70.0% 80.0% 90.0%100.0%



出典:平成26年度実施『日野市男女平等についての市民意識アンケート』

「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」という考え方について、日野市の女性は全国や東京都と比べて賛成が少ないという結果でした。しかし、男性と女性を比較すると、まだ意識の差があります。

目標Ⅱ

女性と男性があらゆる分野でともに参画できる環境づくり

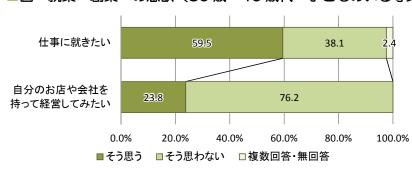
めざす姿

あらゆる分野で女性と男性がともに参画し、個性と能力を 発揮できる環境が整っている豊かな社会

すべての人が、性別にかかわりなく、個人の個性と能力が発揮できる地域職場づくりをめざします。また、社会が多様な人々によって構成されていることを市民一人ひとりが認め、誰もが住みやすいまちづくりにその個性と希望を生かし参加できる社会をめざします。

【現状と課題】

■図: 就業・創業への意欲(30歳~40歳代 子どものいる専業主婦及び無職の女性)



30 歳~40 歳代の子どものいる専業主婦・無職の女性で、「仕事に就きたい」と思う人が全体の半数以上もいます。また、全体の約5人に1人は「創業」への意欲を持っています。

出典:平成26年度実施『日野市男女平等についての市民意識アンケート』

目標Ⅲ

男女平等参画の推進体制づくり

めざす姿

男女平等参画の取り組みを市が推進するための体制

市が市民・事業者と協働し、庁内関係各課連携のもと男女平等参画を推進する体制を充実させます。また、率先行動として、庁内での男女平等をさらに充実します。

【現状と課題】

■図:女性委員の登用状況(日野市)

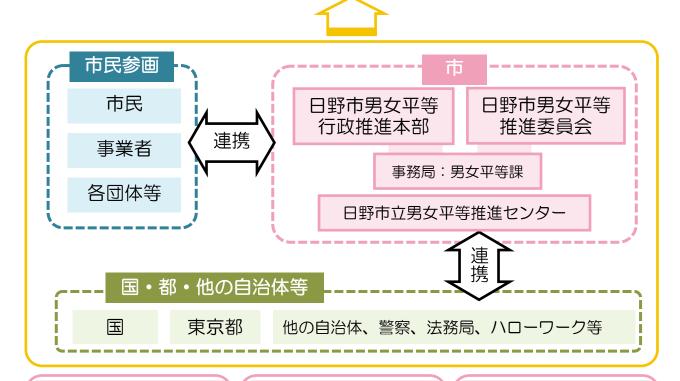


日野市の女性委員を含む審議会・委員会の割合が、全体の9割を超えました。さらに、女性委員の割合が全体の4割に近づいています。

出典:日野市男女平等課

男女平等を推進する体制のイメージ

多様な個性が尊重され、 誰もが等しく参画できる豊かな社会の実現



日野市男女平等行政 推進本部

男女平等施策を総合的かつ 効果的に推進するため、市長 を本部長とし、庁内の全体的 な調整を行う組織。また、行 動計画に盛り込まれた施策・ 事業の推進状況を確認し、進 行を管理する。

日野市男女平等 推進委員会

男女平等社会を推進するため、「日野市男女平等基本条例」に基づき設置。市長の求めに応じ、男女平等社会実現に向けた基本的かつ総合的な施策及び重点事項の調査検討を行い、意見を述べる。

日野市立男女平等 推進センター

地域における男女平等参画社会の推進のため、平成16年に多摩平の森ふれあい館に設置した施設。男女平等に関する講座、講演会の実施、情報提供、相談業務、地域で活動する団体等への活動場所の提供を行う。

第3次日野市男女平等行動計画《概要版》

~ 多様な個性が尊重され、誰もが等しく参画できる豊かな社会をめざして ~

発行 日野市企画部男女平等課

〒191-0062

日野市多摩平二丁目 9 番地 多摩平の森ふれあい館 日野市立男女平等推進センター内 電話: 042-584-2733 FAX: 042-584-2748 E-mail: danjyo@city.hino.lg.jp



表紙のマークは、男女が手を携え、市民・事業者・行政の連携と協働のもとに、男女平等社会の実現に向け歩んでいく姿を描いています。日野市の頭文字「ひ」をモチーフにしています。